

# 西沢田自治会 本部役員選任規程

(目 的)

第1条 この規程は、西沢田自治会規約第13条に規定する本部役員の選任方法に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会長、副会長等の選任)

第2条 会長、副会長及び監査の選任は、各町内より選出された女性委員会三役を除く現職協議委員及び次期協議委員候補者で構成される詮衡委員会において候補者の選出を行い、総会の議決を経て行う。

2 詮衡委員会は、詮衡委員の互選により詮衡委員長を選出する。

(協議委員の選任)

第3条 協議委員の選任は、各町内で候補者の選出を行い、総会の議決を経て行う。

2 協議委員の各町内割り振りは、当面、尾崎5名、洞5名、中村6名（女性委員会三役を除く協議委員として、山崎2名、中村1名、日吉台1名、エンゼルハイム1名）とし、各町内1名は女性委員会三役とする。

付則

本規程は、平成29年4月1日から施行する。

本規程は、令和2年4月1日から施行する。